

## 情報保護評価試行に係る意見について

### 1 試行の実施単位

本来、特定個人情報ファイル（現行では、個人情報ファイル）単位で情報保護評価書（以下「評価書」という。）を作成するものであるが、個人情報ファイルが膨大であることから、事務負担を軽減するため、複数の個人情報ファイルを記録している情報システム単位で評価書を作成した。

#### (1) 試行システム

- ア 税務オンラインシステム（財政局税務部税制課）
- イ 住民記録オンラインシステム（市民局市民自治推進部市民サービス課）
- ウ 介護保険システム（保健福祉局高齢障害部介護保険課）
- エ 対象となるシステムの中で、今回実施していない情報システム  
（国民健康保険オンラインシステム、福祉オンラインシステム）

### 2 試行に対する意見

#### (1) 情報保護評価制度全体

ア 今回の試行では、評価書の作成しか行っていないが、事務が過大となるため、負担の軽減を検討されたい（※1）。また、今後、評価書の作成以外に、市民の意見聴取、承認機関への送付、公表等の事務が発生するほか、自治体への承認機関の設置も検討されていることから、さらなる事務負担の増が見込まれる。

#### ※1 『事務処理時間』

- ア) 統括 180時間（7人従事）
  - ・ 試行システム所管課へ制度等の説明、連絡調整
  - ・ 評価書の取りまとめ
  - ・ 内閣官房との連絡調整
- イ) 税務オンラインシステム 40時間（2人〃）
- ウ) 住民記録オンラインシステム 40時間（2人〃）
- エ) 介護保険システム 40時間（1人〃）
- オ) イ)～エ) のシステム保守関連 30時間（6人〃）

※オ) については、情報システム課がイ)～エ) のシステム保守を実施しており、評価書の一部を回答したため記載している。

#### (2) 評価書

ア 特定個人情報ファイルごとに評価書を作成した場合、システムの概要やセキュリティ対策等、システム単位で回答することが多くなるため、特定個人情報ファイルを記録している情報システム単位での作成でもよいのではないかと。

- イ 作成にあたってのマニュアルが必要である。
  - ・各設問でどのレベルまで記載するのか。(特に、セキュリティ分野)
  - ・回答者によって、回答内容のレベルに差が出てしまうのではないか。
- ウ 重複した内容を回答しないようにできないか。
- エ 評価書の設問は、用語や言い回しがわかりにくく、市民が理解できないのではないか。また、国民は、ここまで詳細なものを求めているのか。
- オ マイナンバーを利用する法令上の根拠について、別表からの該当業務の検索が困難である。
- カ 同一の法律等に基づき執行している事務については、特定個人情報の利用目的・必要性、収集方法、収集の時期・頻度等は、国が示した方が良いのではないか。

### 3 その他の意見

#### (1) 評価書の承認

- ア 各自治体が設置する個人情報保護審議会等の附属機関による承認について  
同審議会は、条例に基づき設置されているが、同条例の所掌事務の関する規定について、評価書の承認を加えるなどの条例改正が必要となる。  
また、本市における情報公開・個人情報保護審議会は、近年、年1～2回開催されることを前提に、委員構成（有識者・公募委員など10名）を決定し、予算措置を講じている。評価書の評価手続・内容・量によっては頻繁に審議会を開催しなければならない場合、現行のままでは対応できないため、新たな予算措置、委員構成の見直しなどが必要になる。